

令和7年度埼玉地方労働審議会

第1回埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会

日時 令和8年3月12日（木曜日）午前9時30分～

場所 埼玉労働局30階会議室

< 議 事 次 第 >

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料1 埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会委員名簿
- 資料2 関係法令
- 資料3 埼玉地方労働審議会運営規程
- 資料4 埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会運営規程
- 資料5 第15次最低工賃新設・改正計画の実施について
- 資料6 最低工賃改正手続の流れ
- 資料7 埼玉地方労働審議会家内労働部会申し合せ「適用家内労働者が少数である最低工賃について」
- 資料8 埼玉県革靴製造業最低工賃改正決定諮問文（写）
- 資料9 埼玉県革靴製造業最低工賃の適用委託者数及び適用家内労働者数の推移
- 資料10 埼玉県における革製履物製造業の事業所数・従業者数等
- 資料11 埼玉県革靴製造業最低工賃
- 資料12 埼玉県革靴製造業最低工賃額の推移
- 資料13 埼玉県の最低賃金と消費者物価指数（さいたま市）の推移
- 資料14 令和7年度革靴製造業家内労働実態調査報告書
- 資料15 埼玉県革靴製造業最低工賃の適用業務における工賃の状況
- 資料16 革靴に関する各種資料

以上

## 埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会委員名簿

埼玉労働局

区分	氏名	現職
公益代表委員	金子 直樹 かねこ なおき	弁護士
	栗 あや美 くり あやみ	埼玉大学准教授
	鈴木 奈穂美 すずき なおみ	専修大学教授
家内労働者代表委員	新條 謙一 しんじょう けんいち	東京靴工組合中央委員
	谷口 憲 たにぐち けん	東京靴工組合特別中央執行委員
	山下 健次 やました けんじ	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長
委託者代表委員	加藤 和男 かとう わくお	埼玉県商工会連合会専務理事
	廣澤 健一 ひろさわ けんいち	一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事
	松村 康信 まつむら やすのぶ	株式会社エイゾー代表取締役

(五十音順・敬称略)

## 関 係 法 令

## ○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（抄）

## （工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

## （工賃の支払場所等）

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

## （最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

## （審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会

の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をしよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

## ○地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)(抄)

### (部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

### (議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

## 埼玉地方労働審議会運営規程

### (規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

### (委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

### (会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年11月19日から施行とする。  
この規程は、平成18年3月9日から施行とする。  
この規程は、令和3年12月10日から施行とする。

埼玉地方労働審議会  
革靴製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する革靴製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和45年法律第60号）、地方労働審議会令（平成13年政令第321号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員（以下「委員」という。）の数は、9人とする。

(報告)

第4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

この規程は、平成29年2月23日から施行する。

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

雇均発 0324 第 4 号  
令和 7 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 第 15 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、令和 4 年 3 月 18 日付け雇均発 0318 第 2 号「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 6 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 7 年度から 9 年度までの 3 年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図らきたい。

### 記

#### 1 最低工賃の改正について

##### (1) 計画的な改正

最低工賃については、第 8 次最低工賃新設・改正計画以降、原則として 3 年をめどに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを 2 年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

## (2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

## (3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

## 2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

## 3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

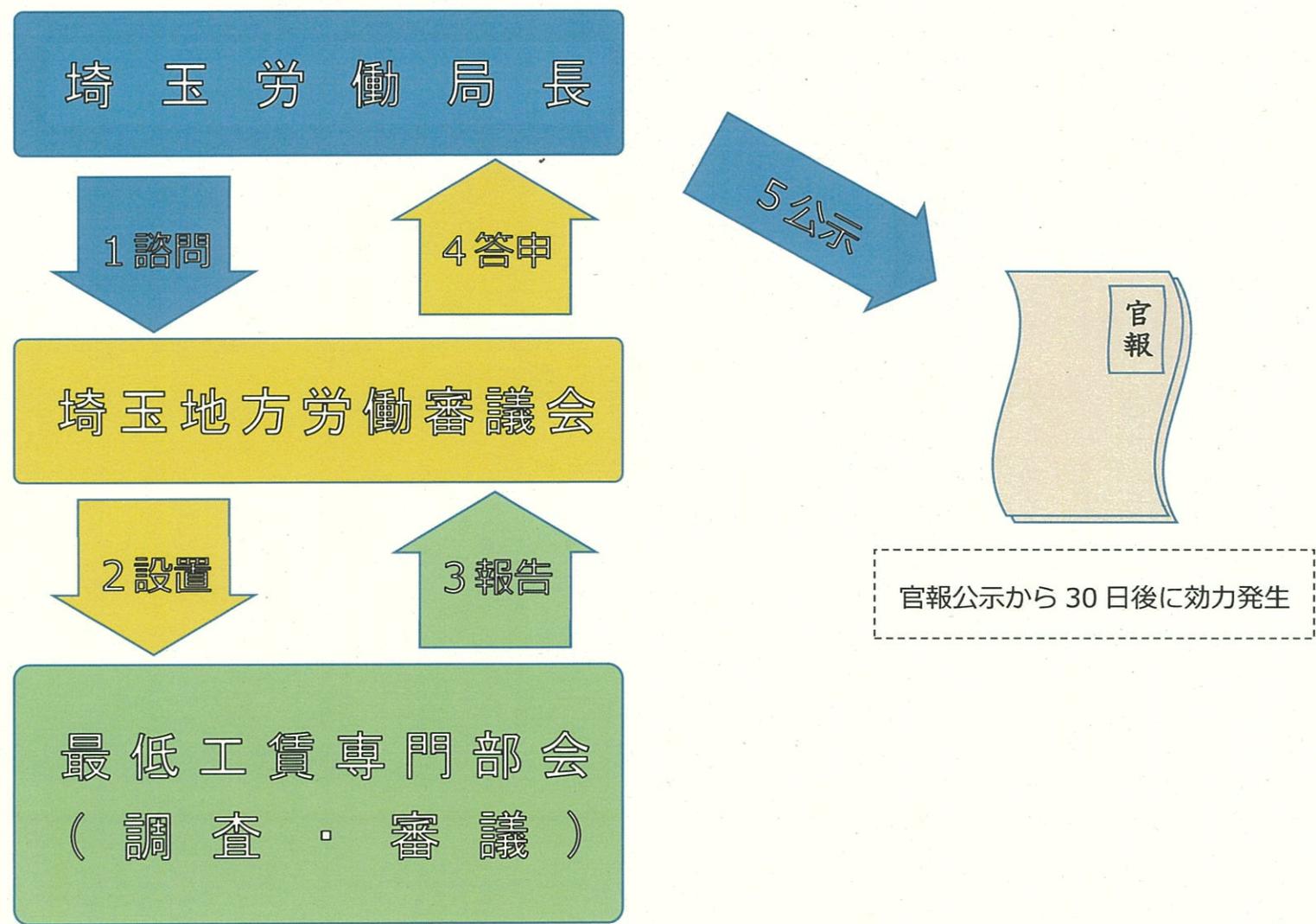
第15次最低工賃新設・改正計画(令和7年4月～10年3月)

別添

局名	最低工賃件数 (令和7年3月11日時点)	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1				
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
03 岩手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)	1
04 宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1
06 山形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)	1
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横編ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
08 茨城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1		
09 栃木	2	電気機械器具(改正)	1			電気機械器具(改正)、衣服(廃止)	2
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2		
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)	2
12 千葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1		
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横編ニット(廃止)	2		
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	フッスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
20 長野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
21 岐阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)	1
23 愛知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三重	1			車両電気配線装置(改正)	1		
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1
27 大阪	1			男子既製洋服(改正)	1		
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、絹・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、絹・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2
35 山口	1			校服(改正)	1		
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(廃止)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2		
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1
46 鹿児島	1			電気機械器具(改正)	1		
47 沖縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)	1
合計	93		40		43		36

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年3月11日現在のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したものの、改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

### 最低工賃改正手続の流れ



令和 8 年 2 月 5 日  
(埼玉地方労働審議会家内労働部会申し合せ)

### 適用家内労働者が少数である最低工賃について

埼玉労働局長が定める最低工賃のうち下記 1 に該当するものは、下記 2 以下により廃止について審議する。

なお、本申し合せに関して当部会委員から見直し等の申出があった場合は、見直し等の検討を行う。

#### 記

#### 1 対象とする最低工賃

家内労働実態調査の結果、適用家内労働者数が 30 人未満であることが判明したもの

#### 2 家内労働実態調査（特別調査）

##### (1) 家内労働実態調査（特別調査）の実施

連続する 3 年度にわたり、当該最低工賃が適用されるすべての委託者及び家内労働者を対象とする家内労働実態調査（特別調査）を実施する。

##### (2) 調査項目

- ・既存の家内労働実態調査の調査項目
- ・当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する。また、その理由を確認する。

#### 3 最低工賃の廃止に関する審議

上記 2 による家内労働実態調査（特別調査）の結果がまとまり次第、当該最低工賃の廃止の是非について審議する。

なお、廃止に関する審議の際には、関係家内労働者及び関係委託者（以下「関係家内労働者等」という。）からの意見聴取を行うこととする。この場合において、関係家内労働者等が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、最寄りの埼玉労働局所管施設から、テレビ会議システムにより参加することができる。

関係家内労働者等が部会へ参加することが困難な事情があるときは、事務局による事前ヒアリングや郵便による通信調査等により、可能な限り当事者の意見や当該最低工賃の周辺事情に関する情報等を把握するよう努めることとする。



埼労発基 0206 第 13 号

令和 8 年 2 月 6 日

埼玉地方労働審議会

会長 蔭山 健介 殿

埼玉労働局長

片淵 仁文

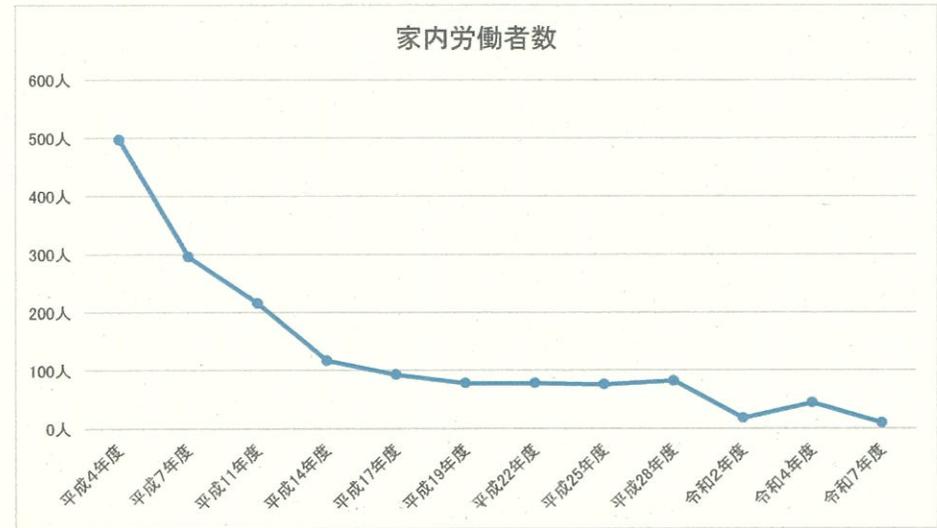
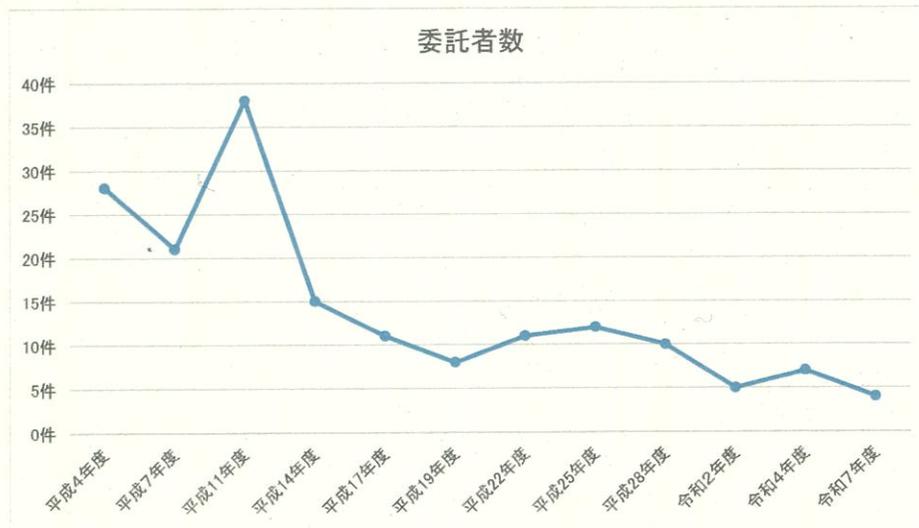
埼玉県革靴製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（令和 5 年埼玉労働局最低工賃公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

## 埼玉県革靴製造業最低工賃の適用委託者及び適用家内労働者数の推移

調査年度	平成4年度	平成7年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和2年度	令和4年度	令和7年度
委託者数	28件	21件	38件	15件	11件	8件	11件	12件	10件	5件	7件	4件
家内労働者数	497人	296人	216人	117人	93人	78人	78人	76人	82人	18人	44人	10人

資料出所：「埼玉県革靴製造業家内労働実態調査」



## 埼玉県における革製履物製造業の事業所数・従業者数等の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年から令和3年までの増減率
事業所数	27	24	21	17	13	-48.15%
従業者数 <sup>※1</sup> (人) ①	505	448	402	339	268	-53.07%
現金給与総額 <sup>※2</sup> ②	133,409万円	126,981万円	114,558万円	100,149万円	80,616万円	-60.43%
1人当たりの現金給与額 <sup>※3</sup> ②/①	264.2万円	283.4万円	285.0万円	295.4万円	300.8万円	-113.87%
製造品出荷額等総額 <sup>※4</sup>	847,284万円	723,150万円	652,147万円	589,925万円	460,759万円	-54.38%

(資料出所)工業統計調査結果(従事者数4人以上):埼玉県

「工業統計調査」は、「経済センサス-活動調査」の実施年を除き、「経済構造実態調査」(経済産業省)に包摂され、国直轄調査として実施されることとなった。

令和3年の数値は「経済センサス-活動調査」(総務省)による。

- (注) 1. 『従業者数』は、常用労働者・個人事業主及び無給家族従事者の合計である(令和3年の数値は、個人事業主を含まない。)  
 2. 令和3年の数値は、『事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額』  
 3. 『1人当たりの現金給与額』は、上記資料に基づき当室で計算したものの。

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日 法定どおり（令和5年8月31日）

業務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美綻付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美綻付け
(セメントテッド方式によるものに限る。) 底 付 け	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764 円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883 円
				ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け
		サンダル		牛革の地生	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	616 円
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	140 円
	婦 人 靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120 円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円
		サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美綻付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断

## 埼玉県革靴製造業最低工賃の推移

業務	品目	規格		工程	H5.2.7	H7.7.8	H11.7.7	H15.2.7	H17.5.21	H20.5.23	H23.4.30	H26.4.25	H29.4.30	R5.8.31	
		革の種類	型及びデザイン		発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効	発効
製	紳士靴	牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	521円 (9.7%)	542円 (4.0%)	556円 (2.6%)	569円 (2.3%)	573円 (0.56%)	596円 (4.08%)	622円 (4.39%)	653円 (5.05%)	699円 (7.09%)	811円 (16.0%)	
			裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	458円 (9.6%)	477円 (4.1%)	489円 (2.5%)	501円 (2.5%)	504円 (0.56%)	525円 (4.08%)	548円 (4.39%)	576円 (5.05%)	617円 (7.09%)	685円 (11.0%)	
			裏付き、ファスナー付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	822円 (9.6%)	855円 (4.0%)	876円 (2.5%)	897円 (2.4%)	903円 (0.56%)	940円 (4.08%)	981円 (4.39%)	1031円 (5.05%)	1,104 (7.09%)	1,281 (16.0%)	
			裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらひ、バンド穴あけ並びに美錠付け	395円 (9.7%)	411円 (4.1%)	421円 (2.4%)	431円 (2.4%)	434円 (0.56%)	452円 (4.08%)	472円 (4.39%)	496円 (5.05%)	531円 (7.09%)	616円 (16.0%)	
底付け(セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底貼付け	442円 (9.7%)	460円 (4.1%)	472円 (2.6%)	483円 (2.3%)	486円 (0.56%)	506円 (4.08%)	528円 (4.39%)	555円 (5.05%)	594円 (7.09%)	689円 (16.0%)	
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底貼付け並びにヒール付け	489円 (9.6%)	509円 (4.1%)	522円 (2.6%)	535円 (2.5%)	538円 (0.56%)	560円 (4.08%)	585円 (4.39%)	615円 (5.05%)	659円 (7.09%)	764円 (16.0%)	
			裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底貼付け並びにヒール付け	568円 (9.7%)	591円 (4.0%)	606円 (2.5%)	620円 (2.3%)	624円 (0.56%)	649円 (4.08%)	677円 (4.39%)	711円 (5.05%)	761円 (7.09%)	883円 (16.0%)	
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底貼付け並びにヒール付け	710円 (9.6%)	739円 (4.1%)	757円 (2.4%)	775円 (2.4%)	780円 (0.56%)	812円 (4.08%)	848円 (4.39%)	891円 (5.05%)	954円 (7.09%)	1107円 (16.0%)	
裁	紳士靴	牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断										140円 (新設)	
			無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断											120円 (新設)
			ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断											160円 (新設)
			無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断											130円 (新設)

(注1)括弧内は前工賃に対する上昇率

## 埼玉県最低賃金と消費者物価指数（さいたま市）の推移

	埼玉県最低賃金		消費者物価指数（さいたま市、年平均）					
			持家の帰属家賃を除く総合		「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均		食 料	
	時間額(円)	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)
R4	987	100.0	102.5	100.0	104.4	100.0	103.7	100.0
R5	1028	104.2	106.2	103.6	110.6	105.9	111.7	107.7
R6	1078	109.2	109.4	106.7	114.5	109.7	116.1	112.0
R7	1141	115.6	113.2	110.4	120.7	115.6	123.3	118.9

【資料出所：総務省統計局 消費者物価指数】

「R4基準」の指数及び「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均（R2基準）は、埼玉労働局労働基準部賃金室にて算出した。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類、年平均、さいたま市）の推移

		R4	R5	R6	R7
中分類	ウエイト				
<b>食料</b>					
穀類	179	103.6	111.3	120.0	143.4
魚介類	155	111.0	125.4	126.4	128.1
肉類	193	106.7	113.5	115.3	125.6
乳卵類	111	101.1	116.0	116.6	120.4
野菜・海藻	252	101.0	107.1	116.1	123.5
果物	90	102.0	109.6	122.5	128.4
菓子類	216	104.5	113.8	120.7	132.1
調理食品	337	104.5	113.5	117.3	122.2
飲料	143	104.9	112.0	115.8	125.7
<b>家具・家事用品</b>					
家事用消耗品	85	103.0	113.8	118.5	124.0
<b>保健医療</b>					
保健医療サービス	238	98.3	98.4	98.6	99.1
<b>交通・通信</b>					
自動車等関係費	806	106.5	108.4	110.4	112.9
頻繁に購入する品目を 含む中分類の加重平均	R2年基準	104.4	110.6	114.5	120.7
	R4年基準	100.0	105.9	109.6	115.6

【注1】上表の数値は、2020年(R2年)基準。

【資料出所：総務省統計局 消費者物価指数】

【注2】下表の「R4年基準」の指数は、埼玉労働局労働基準部賃金室にて算出した。

## 消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

### 【参考】2020年基準消費者物価指数における「頻繁に購入する品目」の構成

食パン、あんパン、カレーパン、ゆでうどん、カップ麺、中華麺、かまぼこ、豚肉（国産品）、豚肉（輸入品）、鶏肉、ハム、ソーセージ、牛乳、ヨーグルト、チーズ（国産品）、鶏卵、キャベツ、ねぎ、レタス、もやし、にんじん、たまねぎ、きゅうり、トマト、ピーマン、しめじ、豆腐、油揚げ、納豆、バナナ、せんべい、ポテトチップス、チョコレート、アイスクリーム、おにぎり、調理パン、サラダ、茶飲料、コーヒー飲料A、野菜ジュース、炭酸飲料、ポリ袋、診療代及びガソリン

（資料出所）総務省統計局「消費者物価指数」

埼玉県革靴製造業  
家内労働実態調査報告書

令和8年2月

埼玉県労働局

# 埼玉県革靴製造業家内労働実態調査結果 概要

埼玉労働局労働基準部賃金室

## 第1 調査の実施

### 1 調査の目的

埼玉県における革靴製造業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ること

### 2 調査対象委託者及び家内労働者

埼玉県内の革靴製造業の委託者 29 事業所及びその家内労働者（各事業所 2 名）を対象とした。

家内労働者については、委託先の家内労働者の中から現行の最低工賃が設定されている品目・作業工程に従事している者を優先して、委託者において任意の 2 名を抽出するよう依頼した。

### 3 調査事項

別添調査票に記載のとおり

### 4 調査実施期間

令和 7 年 11 月 14 日から同年 12 月 12 日まで

### 5 調査対象年月日

令和 7 年 10 月末日現在（工賃の支払い状況及び雇用労働者の賃金単価の状況については令和 7 年 10 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況については直近 2 年間）の状況について実施した。

### 6 調査方法

調査は、郵送による通信調査で実施した。2 種類の調査票（委託者用調査票・家内労働者用調査票）を委託者宛に送付し、家内労働者用調査票については当該委託者に対象家内労働者の抽出及び配布を依頼した。

調査票の提出については、委託者、家内労働者ともに、返信用封筒により直接当局へ送付するよう依頼した。

なお、一部については、電話聴取により回答を得た。

## 第2 調査結果の概要

- 1 委託者調査については、調査対象委託者 29 事業所のうち 22 事業所より回答を得た（回答率 75.9%）。うち、家内労働者に業務を委託していると回答したのは 7 事業所、委託を行っていないと回答したのは 4 事業所であった。  
委託あり事業所のうち最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数は 4 事業所、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数は 10 名（延べ数）であった。
- 2 家内労働者調査については、調査対象である 11 名中 8 名から回答を得た。
- 3 回答の集計結果は、次頁以降のとおりである。

### <参考> 委託者数および家内労働者数の変遷

調査年度	H4	H7	H11	H14	H17	H19	H22	H25	H28	R2	R4	R7
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）	28	21	38	15	11	8	11	12	10	5	7	4
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名）	497	296	216	117	93	78	78	76	82	18	44	10

# 令和7年委託者調査結果

(表1) 調査対象事業所

( )内は令和4年度調査結果

	合計	小計	回答有				無回答	不明
			委託有	委託無	廃止	業種外		
調査対象事業所数	29 (22)	22 (19)	7 (7)	3 (6)	3 (5)	9 (1)	1 (3)	6 (0)

- (注) 1 電話による回答を含む。  
 2 「無回答」は、調査拒否等、結果的に提出がなかったものである。  
 3 「不明」は、転居先不明等により郵便物が返送されたものである。

(表2) 事業所の生産品目

	事業所数	比率(%)
紳士靴	5	35.7%
婦人靴	8	57.1%
その他	1	7.1%
合計	14	100.0%

- (注) 1 事業所数は延べ数である。

(表3) 雇用労働者数(パート・臨時等を含み、通い職人を除く)

	事業所数	雇用労働者数	製甲、底付け、裁断を行う労働者数			
			製甲	底付け	裁断	
5人以下	5	8	8	4	3	1
6人～9人	2	14	2	0	2	0
10人～29人	1	19	17	10	6	1
30人～49人	2	85	53	3	50	0
50人～99人	0	0	0	0	0	0
100人以上	0	0	0	0	0	0
合計	10	126	80	17	61	2

(表4)雇用労働者のうち、製甲工で最も賃金単価の低い者

		正社員	臨時	パート	その他
月給	事業所数	4			
	金額(円)	400,000			
		230,000			
		210,000			
平均額(円)	191,000				
日給	事業所数				
	金額(円)				
	平均額(円)				
時間給	事業所数			1	
	金額(円)			1,141	
	平均額(円)			1,141	

(表5)雇用労働者のうち、底付け工で最も賃金単価の低い者

		正社員	臨時	パート	その他
月給	事業所数	2			
	金額(円)	191,000			
		100,000			
平均額(円)	145,500				
日給	事業所数				
	金額(円)				
	平均額(円)				
時間給	事業所数			3	
	金額(円)			1,141	
				1,150	
				1,200	
平均額(円)		1,164			

(表6)雇用労働者のうち、裁断工で最も賃金単価の低い者

		正社員	臨時	パート	その他
月給	事業所数	1			
	金額(円)	215,000			
	平均額(円)	215,000			
日給	事業所数				
	金額(円)				
	平均額(円)				
時間給	事業所数			1	
	金額(円)			1,100	
	平均額(円)			1,100	

(表7)令和5年8月31日(現行最低賃金発効年月日)と比べたときの賃金単価の変動

	事業所数	内 訳
単価を上げた	4	5.0% (1社) 13.0% (1社) 9.0% (1社)
単価を下げた	1	←下げ幅に関する回答なし
変わらない	3	
当時は労働者無し	1	
合計	9	

※1社は上げ幅に関する回答なし

(表8) 通い職人の使用の有無

通い職人	委託者数	比率(%)
①使用している	3	25.0
②使用していない	8	66.7
無回答	1	8.3
合計	12	100.0

(表9) 令和7年10月中に(10月分としての1ヶ月間)に使用した通い職人の人数

通い職人数	委託者数	比率(%)
1人～3人	3	100.0
4人～6人	0	0.0
7人～9人	0	0.0
合計	3	100.0

(表10) 令和7年10月中(10月分としての1ヶ月間)に仕事を委託した家内労働者数の内訳

職	製甲工		底付け工		裁断工		その他		都道府県別の男女の内訳数		総計(人)	総計の比率(%)
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
東京都	3		1		3				7	0	7	38.9
埼玉県	6		2				1	1	9	1	10	55.6
千葉県									0	0	0	0.0
その他の府県							1		1	0	1	5.6
合計(人)	9	0	3	0	3	0	2	1	17	1	18	100.0
総計(人)	9		3		3		3		18			
総計の比率(%)	50.0		16.7		16.7		16.7		100.0			

(表11) 家内労働者に委託している仕事の量の変化(令和5年8月頃(現行最低賃金発効時期)との比較)

	委託者数	比率(%)
①仕事量は、減った。	5	71.4
②仕事量は、変わらない。	2	28.6
③仕事量は、増えた。	0	0.0
合計	7	100.0

(表12) 仕事量が減った理由

	回答数(延べ数)	比率(%)
①製品の需要減	5	71.4
②工場生産への切り替え	0	0.0
③経営困難のため	1	14.3
④家内労働者の確保が困難	1	14.3
⑤その他	0	0.0
合計	7	100.0

(表13) 今後の家内労働者に委託する仕事量

区 分	委託者数	比率(%)
増やしたい	3	42.9
現在と同程度としたい	2	28.6
減らしたい	1	14.3
とりやめたい	0	0.0
その他	1	14.3
合 計	7	100.0

(表14) 家内労働者に支払う工賃単価を決める時に最も重視するもの(複数回答)

区 分	委託者数	比率(%)
同業者の工賃	4	50.0
法定の最低工賃	1	12.5
パートタイマー等の賃金	0	0.0
類似業務に従事する雇用労働者の賃	0	0.0
法定の最低賃金	0	0.0
納入価格や利益	1	12.5
その他	2	25.0
合 計	8	100.0

(表15) 工賃単価の変動(令和5年8月31日(現行最低工賃発効日)との比較)

区 分	委託者数	内 訳			平均
		※ 8%	5%	2%	
単価を上げた	4	※ 8%	5%	2%	4%
単価を下げた	0	—			—
変わらない	3				
当時は委託していなかった	0				
合 計	7				

※1社は、「100円ぐらいは上げている」と回答。

(表16) 現行最低工賃の工賃単価の状況(委託者)

業種	品目	規格		工種	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	委託者数 (件)				
		革の種類	型及びデザイン												
製 甲	紳士靴	革の綴り又は ガラス張り	裏付き、外羽 根、裏縫り及び ひも付き	甲革の綴り及び縫折り込み又はテープ 取り、かかと部の縫い目、裏縫り及び に縫ミシン掛け(工種1)	平均						3				
					婦 人	パンプス	裏付き、裏縫り及 びヒール付き	甲革の綴り及び縫折り込み又はテープ 取り、えぐり折り込み部への補強テープの 挿入、フラスター付け、かかと部の縫い目 とめ、裏縫り及びに縫ミシン掛け(工種2)	A	800		0	800	35	1,371
	B	800	0	800					90	533					
	C	700	0	700					*						
	平均	767	0	767					63	952					
	靴	ショート ブーツ	裏付き、フラス ター付け(2か所に 行うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の綴り及び縫折り込み又はテープ 取り、上縁の折り込み部への補強テープの 挿入、フラスター付け、かかと部の縫い目 とめ、裏縫り及びに縫ミシン掛け(工種 3)					B	1,000		0	1,000	120	500
									平均	1,000		0	1,000	120	500
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、裏縫り、前 あき、縫折り、パ ンクバンド及び裏縫 り付き	甲革の綴り及び縫折り込み又はテープ 取り、裏付け、縫ミシン掛け、さかい、パ ンクバンド及び裏縫り付き(工種4)	平均									
						平均									

(注) 1 工賃欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工賃分類  
2 表中「\*」は、記載がなかったもの

業種	品目	規格		工種	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	委託者数 (件)					
		革の種類	型及びデザイン													
底 付 け ハ セ メ ン テ ド 方 式 に よ る も の に 限 る 。	紳士靴	牛革の綴り又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシヤック又は中しん 入れ並びに本底裏付け(工種5)	平均						1					
					婦 人	パンプス	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシヤック又は中しん 入れ、本底裏付け並びにヒール付け(工 種6)	A	700		0	700	30	1,400	
	平均	700	0	700					30	1,400						
	靴	ショート ブーツ	裏付き、ヒール付 き及びパム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシヤック又は中しん 入れ、本底裏付け並びにヒール付け(工 種7)					平均							
									平均							
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール 付き					中底仮止め、つり込み、起毛、本底裏付 け及びヒール付け(工種9)	平均						
										平均						

(注) 1 工賃欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工賃分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業種	品目	規格		工種	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	委託者数 (件)					
		革の種類	型及びデザイン													
裁 断	紳士靴	牛革の綴り又は ガラス張り	外羽根、裏縫り及 びひも付き	甲革の爪、裏革、底革(外側)及び裏 革(内側)の裁断(工種10)	D	300	0	300	*		1					
					平均	300	0	300								
	婦 人	パンプス	裏縫り及びヒール 付き	甲革の本底、内履及びヒール巻きの裁断 (工種11)	A	150	0	150	3	3,000						
					平均	150	0	150	3	3,000						
					靴	ショート ブーツ	フラスター付き、 はぎ付き(2か所に 行うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の本底及びヒール巻きの裁断(工種 12)	平均							
									平均							
					靴	サンダル	牛革の地生	裏縫り、前あき、ふ ち折り、パムバン ド及び裏縫り付き	甲革の本底、ベルト及びヒール巻きの裁 断(工種13)	平均						
										平均						

(注) 1 工賃欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工賃分類  
2 表中「\*」は、記載がなかったもの

業務	品目	規格		工程		1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円-四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
製 甲	紳士靴	革の継ぎ又は ガラス張り	裏付き、外羽根、 縫製及びびも 付き	甲革の継ぎ及び縫折り込み又はテープ 取り、かかと部の縫い止め、裏張り並び に縫ミシン掛け(工程1)	最高						
					最低						
					平均						
	婦 人	パンプス	裏付き、無縫り及 びヒール付き	甲革の継ぎ及び縫折り込み又はテープ 取り、えぐり折り込み部への補強テープの 挿入、ファスナー付け、かかと部の縫い 止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程2)	最高	1,371	800	0	800	35	
					最低	533	700	0	800	90	
					平均	952	750	0	800	63	
	靴	ショート ブーツ	裏付き、ファス ナー付き(2か所) の折りに際する。)及 びヒール付き	甲革の継ぎ及び縫折り込み又はテープ 取り、上靴の折り込み部への補強テープ の挿入、ファスナー付け、かかと部の縫い 止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程 3)	最高	500	1,000	0	1,000	120	
					最低						
					平均	500	1,000	0	1,000	120	
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、無縫り、前 あき、縫折り、パ ックバンド及び裏 張り付き	甲革の継ぎ及び縫折り込み又はテープ 取り、裏付け、縫ミシン掛け、さかいパ ンダ穴あけ並びに裏張り(工程4)	最高					
						最低					
						平均					

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	委託者	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円-四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る。)	紳士靴	牛革の継ぎ又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ並びに本底張付け(工程5)	最高						
					最低						
					平均						
	婦 人	パンプス	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒール付け(工 程6)	最高	1,400	700	0	700	30	
					最低						
					平均	1,400	700	0	700	30	
	靴	ショート ブーツ	裏付き、ヒール付 き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒール付け(工 程7)	最高						
					最低						
					平均						
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付 け及びヒール付け(工程8)	最高					
						最低					
						平均					

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	委託者	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円-四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
裁 断	紳士靴	牛革の継ぎ又は ガラス張り	外羽根、無縫り及 びびも付き	甲革の爪先革、舌革、踵革(外側)及び 踵革(内側)の裁断(工程10)	最高						
					最低						
					平均						
	婦 人	パンプス	無縫り及びヒール 付き	甲革の本体、内裏及びヒール巻きの裁断 (工程11)	最高	3,000	150	0	150	3	
					最低						
					平均	3,000	150	0	150	3	
	靴	ショート ブーツ	ファスナー付き、 はぎ付き(2か所) の折りに際する。)及 びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断(工程 12)	最高						
					最低						
					平均						
	靴	サンダル	牛革の地生	無縫り、前あき、ふ ら折り、パックパ ンダ及び裏張り付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁 断(工程13)	最高					
						最低					
						平均					

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

(表17)最低工賃設定規格等以外の業務に係る工賃額等

業務	品 目		規 格	工 程	委託者	1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	1足当たりの必 要経費(円) (四捨五入)	1足当たりの実 賃工賃(円)	1足当たりの作 業時間(分) (小数点第二位 以下四捨五入)	1時間当たりの実 賃工賃(円) (円未満四捨五 入)
仕上	婦人靴	パンプス			C	250	*		*	
製甲	紳士靴		製甲分加工		E	300	*		15	
バーコードセット	紳士靴・婦人靴			靴の製造工程外	F	1.5	0	1.5	0.17	540
箱シール仕分け	紳士靴・婦人靴			靴の製造工程外	F	1.2	0	1.2	0.06	1200

(注) 1 「\*」は、記載がなかったものである。

委託者からの意見(最低工賃に関するご意見・現在の委託状況等)

なし
----

## 令和7年度家内労働者調査結果

(表18) 調査対象家内労働者回答状況 ( )内は令和4年度調査結果

	合計	回答有			無回答	不明
		小計	家内労働者有り	通い職人		
調査対象家内労働者数(人)	11 (29)	8 (23)	8 (10)	0 (3)	0 (10)	3 (6)

- (注) 1 電話による回答を含む。  
 2 「無回答」は、調査拒否等、結果的に提出がなかったものである。  
 3 「不明」は、転居先不明等により郵便物が返送されたものである。

(表19) 令和7年10月時点における家内労働の状況

	内訳(人)	比率(%)
自宅又は自分の作業場で行っていた。(いわゆる「取り仕事」)	8	100.0%
事業場(メーカー等)に通って行っていた。(いわゆる「通い職人」)	0	0.0
家内労働廃止及び業種外	0	0.0
合計	8	100.0%

(表20) 経験年数

	家内労働者数(人)	比率(%)
1年未満	1	12.5
1年～5年	1	12.5
6年～10年	0	0.0
11年～15年	0	0.0
16年～20年	0	0.0
21年～25年	0	0.0
26年～30年	0	0.0
31年～35年	0	0.0
36年～40年	1	12.5
41年～45年	0	0.0
46年～50年	0	0.0
51年～55年	1	12.5
56年～60年	2	25.0
61年～65年	0	0.0
無回答	2	25.0
合計	8	100.0
平均経験年数(年)	54.44	

(表21) 令和7年10月期における作業日数

	家内労働者数(人)	比率(%)
1日～9日	0	0.0
10日～14日	0	0.0
15日～19日	3	37.5
20日～24日	2	25.0
25日～30日	2	25.0
無回答	1	12.5
合計	8	100.0
平均労働日数(日)	20.42	

(表22) 令和7年10月期(1か月)の工賃収入

	家内労働者数	比率(%)
50,000円未満	3	37.5%
50,000円～99,999円	1	12.5%
100,000円～149,999円	0	0.0%
150,000円～199,999円	0	0.0%
200,000円～249,999円	1	12.5%
250,000円～299,999円	0	0.0%
300,000円～349,999円	1	12.5%
350,000円以上	1	12.5%
無回答	1	12.5%
合 計	8	100.0%
平均工賃収入額(円)	141,285.71	

(表23) 1日あたりの、「長い時」の作業時間

	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	1	12.5
2時間以上4時間未満	1	12.5
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	0	0.0
8時間以上10時間未満	1	12.5
10時間以上12時間未満	1	12.5
12時間以上14時間未満	1	12.5
14時間以上16時間未満	0	0.0
16時間以上18時間未満	0	0.0
18時間以上20時間未満	0	0.0
無回答	3	37.5
合 計	8	100.0
平均作業時間(時間)	6.8	

(表24) 1日あたりの、「短い時」の作業時間

	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	2	25.0
2時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	1	12.5
8時間以上10時間未満	2	25.0
10時間以上12時間未満	0	0.0
12時間以上14時間未満	0	0.0
14時間以上16時間未満	0	0.0
16時間以上18時間未満	0	0.0
18時間以上20時間未満	0	0.0
無回答	3	37.5
合 計	8	100.0
平均労働時間(時間)	4.7	

(表25) 1日あたりの平均作業時間

	家内労働者数	比率(%)
0時間以上4時間未満	2	25.0
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	0	0.0
8時間以上10時間未満	4	50.0
10時間以上12時間未満	0	0.0
12時間以上14時間未満	1	12.5
無回答	1	12.5
合 計	8	100.0
平均労働時間(時間)	5.16	

(表26) 1日あたりの作業時間が長い時と短い時の差

	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	3	37.5
2時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	2	25.0
6時間以上8時間未満	0	0.0
8時間以上10時間未満	0	0.0
10時間以上12時間未満	0	0.0
無回答	3	37.5
合 計	8	100.0
平均時間(時間)	2.10	

27) 最も作業量の多かった品目の月間作業時間

	家内労働者数(人)	比率(%)
0時間以上50時間未満	1	12.5
50時間以上100時間未満	0	0.0
100時間以上150時間未満	0	0.0
150時間以上200時間未満	1	12.5
200時間以上250時間未満	0	0.0
250時間以上300時間未満	0	0.0
300時間以上350時間未満	1	12.5
無回答	5	62.5
合 計	8	100.0

(表28) 最も作業量の多かった品目の1日あたりの作業時間

	家内労働者数(人)	比率(%)
0時間以上4時間未満	1	12.5
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	0	0.0
8時間以上10時間未満	1	12.5
10時間以上12時間未満	1	12.5
無回答	5	62.5
合 計	8	100.0
平均時間	6.20時間	

29) 最も作業量の多かった品目の月間製造足数

	家内労働者数(人)	比率(%)
～99足	0	0.0
100足～199足	0	0.0
200足～299足	0	0.0
300足～399足	1	12.5
400足～499足	1	12.5
500足～599足	0	0.0
1,000足	1	12.5
9,167足	1	12.5
無回答	4	50.0
合 計	8	100.0

(表30) 最も作業量の多かった品目の1日あたりの製造足数

	家内労働者数(人)	比率(%)
0足以上5足未満	0	0.0
5足以上10足未満	0	0.0
10足以上15足未満	1	12.5
15足以上20足未満	1	12.5
20足以上25足未満	0	0.0
25足以上30足未満	0	0.0
30足以上	2	25
無回答	4	50
合 計	8	100.0

31) 最も作業量の多かった品目の1足あたりの工賃

	家内労働者数(人)	比率(%)
200円未満	2	25.0
200円以上300円未満	0	0.0
300円以上400円未満	1	12.5
400円以上500円未満	0	0.0
500円以上600円未満	0	0.0
600円以上700円未満	1	12.5
700円以上800円未満	1	12.5
800円以上900円未満	0	0.0
900円以上1,000円未満	0	0.0
1,000円以上1,200円未満	0	0.0
1,200円以上1,400円未満	0	0.0
1,400円以上1,600円未満	0	0.0
無回答	3	37.5
合 計	8	100.0

(表32) 最も作業量の多かった品目の1足あたりの作業時間

	家内労働者数(人)	比率(%)
10分未満	2	25.0
10分以上20分未満	0	0.0
20分以上30分未満	0	0.0
30分以上40分未満	0	0.0
40分以上50分未満	0	0.0
50分以上60分未満	1	12.5
60分以上70分未満	0	0.0
73分	0	0.0
120分	0	0.0
無回答	5	62.5
合 計	8	100.0

(表33)最も作業量の多かった品目の1時間あたりの工賃額

	家内労働者数(人)	比率(%)
400円未満	1	12.5
400円以上600円未満	0	0.0
600円以上800円未満	1	12.5
800円以上1,000円未満	0	0.0
1,000円以上1,200円未満	0	0.0
1,200円以上1,400円未満	1	12.5
1,400円以上1,600円未満	0	0.0
1,600円以上1,800円未満	0	0.0
1,800円以上2,000円未満	0	0.0
2,000円以上2,200円未満	0	0.0
2,200円以上2,400円未満	0	0.0
2,400円以上2,600円未満	0	0.0
2,600円以上2,800円未満	0	0.0
無回答	5	62.5
合 計	8	100.0
平均工賃額(円)		733.80

(表34)仕事量の変化(令和5年8月当時との比較)

	家内労働者数(人)	比率(%)
増えた	0	0.0
変わらない	3	37.5
減った	4	50.0
当時は、家内労働をしていない	1	12.5
合 計	8	100.0

(表35)工賃の変化(令和5年8月当時との比較)

	家内労働者数	比率(%)
上がった	0	0.0
変わらない	6	75.0
下がった	1	12.5
無回答	1	12.5
合 計	8	100.0

(表36) 補助者の人数

	家内労働者数(人)	比率(%)
0人	4	50.0
1人	4	50.0
2人	0	0.0
4人	0	0.0
合 計	8	100.0

(表37) 補助者の1月あたり作業日数

	家内労働者数(人)	比率(%)
20日	2	50.0
30日	1	25.0
無回答	1	25.0
合 計	4	100.0
平均作業日数	23.33日	

(表38) 補助者の1日あたり作業時間

	家内労働者数(人)	比率(%)
0時間程度以上2時間程度未満	1	25.0
2時間程度以上4時間程度未満	0	0.0
4時間程度以上6時間程度未満	0	0.0
6時間程度以上8時間程度未満	1	25.0
8時間程度以上	2	50.0
合 計	4	100.0
平均作業時間	6.28時間	

(表39) 補助者が単独で作業を行うか

	家内労働者数(人)	比率(%)
単独	0	0.0
家内労働者と協働	3	75.0
無回答	1	25.0
合 計	4	100.0

(表40) 補助者が作業する工程(複数回答)

		家内労働者数(人)	比率(%)
製 甲	革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り		0.0%
	かかと部の縫いまとめ		0.0%
	裏張り		0.0%
	縁ミシン掛け		0.0%
	えぐり折り込み部への補強テープの挿入	1	20.0%
	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り		0.0%
	縁折り込み部への補強テープの挿入		0.0%
	ファスナー付け		0.0%
	裏付け	1	20.0%
	さらい		0.0%
	バンド穴あけ		0.0%
	美鏡付け		0.0%
底 付	中底仮止め		0.0%
	先しん・月型しん入れ		0.0%
	つり込み		0.0%
	起毛		0.0%
	シャンク又は中しん入れ		0.0%
	本底張付け		0.0%
	ヒール付け		0.0%
	上記のいずれでもない※	3	60.0%
合 計	5	100.0%	

※上記のいずれでもないの内容

下札の仕分
糊付け
糸切
仕上
革紐の糊塗

(表41) 現行最低工資適用工程での工資単価の状況

業務	品目	規格		工程	家内労働者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)
		革の種類	型及びデザイン							
製 甲	紳士靴	革の綴付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫い止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程1)	平均					
			裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫い止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程2)	A	600	20	580	60	580
	婦 人	パンプス	裏付き、ファスナー付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫い止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程3)	平均					
				裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックパッド及び美縫付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縫ミシン掛け、さらし、バックパッド及び美縫付け(工程4)	平均	600	20	580	60
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックパッド及び美縫付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縫ミシン掛け、さらし、バックパッド及び美縫付け(工程4)	平均				
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	甲革の綴付き及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縫ミシン掛け、さらし、バックパッド及び美縫付け(工程4)	平均				

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	家内労働者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る。)	紳士靴	牛革の綴付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンクス又はしん入れ並びに本底張付け(工程5)	平均						
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンクス又はしん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程6)	A	600	20	580	12	2,900	
	婦 人	パンプス	裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンクス又はしん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程7)	平均						
				裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンクス又はしん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程8)	平均					
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け(工程9)	E	50	0	50	20	150
				裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け(工程9)	平均	50	0	50	20	150

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	家内労働者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
裁 断	紳士靴	牛革の綴付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の爪先革、舌革、裏革(外側)及び裏革(内側)の裁断	平均						
			無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内履及びヒール巻きの裁断	A	600	20	580	60	580	
	婦 人	パンプス	ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	平均						
				甲革の本体及びヒール巻きの裁断	平均						
	靴	サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、よち折り、バックパッド及び美縫付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	B	300	*		5	
				無飾り、前あき、よち折り、バックパッド及び美縫付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	A	600	20	580	60	580
	平均	450	20	580	33	580					

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「\*」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程		1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	家内労働者数 (名)	
		革の種類	型及びデザイン									
製 甲	紳士靴	牛皮の靴付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、 無縫り及びびも 付き	甲革の縫ずき及び縫折り込み又はアーブ 取り、かかと部の縫い止め、裏張り並び に縫ミシン掛け(工程1)	最高							
					最低							
					平均							
	婦 人	パンプス	裏付き、無縫り及 びヒール付き	甲革の縫ずき及び縫折り込み又はアーブ 取り、又くつ折り込み部への縫折アーブの 挿入、フッスナー付け、かかと部の縫い 止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程2)	最高	580	600	20	580	60	1	
					最低							
					平均	580	600	20	580	60		
	靴	サンダル	牛皮の地生	裏付き、無縫り、前 あき、縫折り、パ ンダバンド及び美縫 付き	甲革の縫ずき及び縫折り込み又はアーブ 取り、裏付け、縫ミシン掛け、さい、パン ダ穴あけ並びに美縫付け(工程4)	最高						
						最低						
						平均						
	靴	ショート ブーツ	裏付き、フッ スナー付き(2か所) に行うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の縫ずき及び縫折り込み又はアーブ 取り、上縁の折り込み部への縫折アーブの 挿入、フッスナー付け、かかと部の縫い 止め、裏張り並びに縫ミシン掛け(工程 3)	最高							
					最低							
					平均							

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「1」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	家内労働者	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	家内労働者数 (名)	
		革の種類	型及びデザイン									
底 付 け ( セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る。)	紳士靴	牛皮の靴付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ並びに本底張付け(工程5)	最高							
					最低							
					平均							
	婦 人	パンプス	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒール付け(工 程6)	最高	2,900	600	20	580	12	1	
					最低							
					平均	2,900	600	20	580	12		
	靴	ショート ブーツ	裏付き、ヒール付 き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒール付け(工 程7)	最高							
					最低							
					平均							
	靴	サンダル	牛皮の地生	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付 け及びヒール付け(工程8)	最高						
						最低						
						平均						

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「1」は、記載がなかったものである。

業務	品目	規格		工程	委託者	1時間当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実賃工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	家内労働者数 (名)	
		革の種類	型及びデザイン									
裁 断	紳士靴	牛皮の靴付き又は ガラス張り	外羽根、無縫り及 びびも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び 裏革(内側)の裁断	最高							
					最低							
					平均							
	婦 人	パンプス	無縫り及びヒール 付き	甲革の本体、内履及びヒール巻きの裁断	最高	580	600	20	580	60	1	
					最低							
					平均	580	600	20	580	60		
	靴	ショート ブーツ	フッスナー付き はぎ付き(2か所) に行うものに限る。)及 びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	最高							
					最低							
					平均							
	靴	サンダル	牛皮の地生	無縫り、前あき、よ ち折り、パツパン ダ及び美縫付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁 断	最高	580	600	20	580	60	1
						最低						
						平均	580	600	20	580	60	

(注) 1 工程欄の( )内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類である。  
2 表中「1」は、記載がなかったものである。

(表42) 現行最低工賃の設定工程以外の工賃状況

作業	品目	規格	工程	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	一足当たりの 必要経費(円) (小物、補助 材料費等)	一足当たりの 実賃工賃 (円)	一足当たり の作業時間 (分)	1時間当た りの実賃工 賃(円)
製甲	パンプス	キッド、裏付及びリボン付き		A	600	20	580	60	580
1シートか ら数分だ け切り取 り分ける	紳士靴・婦人靴	ビジネス・ウォーキングシューズ	箱シール仕分け	C	1.2	0	1.2	0.06	1200
仕上げ	下札	全デザイン	下札をロット毎にまとめる	D	2.5	0	2.5	0.33	450

委託者用

## 埼玉県革靴製造業に関する

# 家内労働実態調査票

埼玉労働局

この調査は、埼玉県革靴製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご記入いただいた調査票は、令和7年12月12日(金)までに、同封の返信用封筒によりご投函いただきますようお願い申し上げます。

なお、事業の廃止または休止等により労働者及び家内労働者がいない場合は、本調査に対する回答は不要ですので、その旨を埼玉労働局労働基準部賃金室（TEL：048-600-6205 担当：石井、三嶋）までご連絡ください。

### 回答方法

- ・調査票には、令和7年10月末日現在の状況を記入してください。
- ・回答は、該当する項目に☑印をつける、または空欄内に記入する方法で行ってください。
- ・調査票は表と裏の両面に印刷されておりますのでご注意ください。

事業所名称

事業所所在地

電話番号（ ）

事業内容

記入担当者職氏名

電話番号（ ）





4 家内労働者について（通い職人を除く）

- (1) 貴事業所では仕事の一部を家内労働者（取り仕事）に委託（外注）していますか。  
（該当する項目に✓印をしてください。）

※家内労働とは、材料等の提供をうけて、他人を使わず、同居の親族だけで、物の製造・加工を行い、工賃を得ることで、いわゆる「取り仕事」と呼ばれているものをいいます。

- 委託している  
 委託していない ⇒ 以下の項目については記入不要です。

- (2) 令和7年10月中（10月分としての1か月間）に仕事を委託した家内労働者数を回答してください。

\_\_\_\_\_名

【内訳】

職種 都道府県	製 甲 工		底付け工		裁断工		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女	男	女
東 京 都								
埼 玉 県								
千 葉 県								
その他の府県								

- (3) 家内労働者に委託している仕事の量は令和5年8月と比べて変化していますか。  
（該当する項目に✓印をしてください。）

- 減った     増えた     変わらない

- (4)（上記(3)で「減った」を選択した場合）その理由は何ですか。該当する項目すべてに✓印をしてください。）

- 製品の需要減     工場生産への切り替え     経営困難  
 家内労働者の確保が困難  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）

- (5) 今後、家内労働者に委託する仕事量について該当するものをひとつ選択してください。（該当する項目に✓印をしてください。）

- 増やしたい     現在と同程度としたい     減らしたい  
 委託自体をとりやめたい  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）



5 家内労働者に委託する仕事について、その工賃等をご記入ください。以下の表で記入欄が足りない場合は、別紙(任意)にご記入いただいても結構です。

(1) 次の品目、規格、工程に該当する作業を委託している場合は、工賃単価等を下の表にご記入ください。なお、同一の品目、規格、工程について、靴の種類が複数ある場合には、令和7年10月に最も数量が多かった靴についてご記入ください。また、予想出来高及び必要経費については、平均的と考える家内労働者についてご記入ください。

ア 製甲業務

品目	規格		工程 (下記の工程すべてを 行う場合)	1足あたり の工賃額	予想出来高 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」	従事家内労働 者数
	革の 種類	型及び デザイン					
紳士靴		裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	①甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り ②かかと部の縫いまとめ ③裏張り ④縁ミシン掛け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり	県内 人
						円	県外 人
婦人靴	パンプス	牛革の銀付き又はガラス張り 裏付き、無飾り及びヒール付き	①甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り ②えぐり折り込み部への補強テープの挿入 ③かかと部の縫いまとめ ④裏張り ⑤縁ミシン掛け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり	県内 人
						円	県外 人
婦人靴	ショートブーツ	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	①甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り ②上縁折り込み部への補強テープの挿入 ③ファスナー付け ④かかと部の縫いまとめ ⑤裏張り ⑥縁ミシン掛け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり	県内 人
						円	県外 人
サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	①甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り ②裏付け ③縁ミシン掛け ④さらい ⑤バンド穴あけ	円	1足あたり 平均 分	足 あたり	県内 人
						円	県外 人

イ 底付け業務（セメントテッド方式によるものに限る。）

品目	規 格		工 程 (下記の工程すべてを 行う場合)	1足あたり の工賃額	予想出来高 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」	作業場所の 県内/外別 県内労働者数
	革の 種類	型及び デザイン					
紳士靴		裏付き	①中底仮止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④起毛 ⑤シャンク又は中しん入れ ⑥本底張付け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内 人 県外 人
婦人靴	パンプス	牛革の銀付き又はガラス張り 裏付き及び ヒール付き	①中底仮止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④起毛 ⑤シャンク又は中しん入れ ⑥本底張付け ⑦ヒール付け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内 人 県外 人
		裏付き、ヒール付き及び ストム付き		円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内 人 県外 人
	ショートブーツ	裏付き及び ヒール付き		円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内 人 県外 人
		サンダル		牛革の地生 裏付き及び ヒール付き	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円

ウ 裁断業務

品目	規格		工程 (下記の工程すべてを 行う場合)	1足あたり の工賃額 円	予想出来高 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」	作業場所の		
	革の 種類	型及び デザイン					県内/外別	県内労働者数	
紳士靴		外羽根、無飾り及びひも付き	①甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内	人	
婦人靴	パンプス	牛革の銀付き又はガラス張り	無飾り及びヒール付き	①甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内	人
			ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	①甲革の本体及びヒール巻きの裁断	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内	人
	シヨートブーツ								
	サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	①甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円	県内	人
							県外	人	

(2) (1)の業務、品目、規格、工程以外の作業を委託している場合は、その業務、品目、規格、工程及び工賃単価等を下の表にご記入ください。なお、同一の品目、工程、規格について、靴の種類が複数ある場合には、令和7年10月中で最も数量が多かった靴についてご記入ください。また、予想出来高及び必要経費につきましては、平均的と考える家内労働者についてご記入ください。

業務	品目	規格、革の種類、型及びデザイン	工程	1足あたりの工賃額	予想出来高「1足あたり平均〇分」	必要経費「〇足あたり〇円」	作業場所の家内/外別家内労働者数
(記入例) 製甲 底付け (グッドイヤーウエルト方式) 裁断 仕上げ	(記入例) 紳士靴 パンプス	キッド、裏付き、ヒール付き及びリボン付き	(記入例) ①中底仮止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④起毛 ⑤本底張付け ⑦ヒール付け	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足 あたり _____円	県内 _____人 _____人 県外 _____人 _____人
				_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足 あたり _____円	県内 _____人 _____人 県外 _____人 _____人
				_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足 あたり _____円	県内 _____人 _____人 県外 _____人 _____人

ご意見欄（最低工賃に関するご意見・現在の委託状況等、ご自由にご記入ください）

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

家内労働者用

埼玉県革靴製造業に関する

家内労働実態調査票

埼玉労働局

この調査は、最低賃金改正の審議資料とするために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ありのままを記入してください。調査票は、該当するところに記入又は印をつけた上、令和7年12月12日(金)までに同封の返信用封筒により返送してください。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

令和7年10月末日現在の情報をご記入ください。

A 令和7年の10月末日時点で革靴製造に関する家内労働を行っていましたか。(該当する項目をチェックしてください)

- 自宅又は自分の作業場で行っていた。(いわゆる「取り仕事」)
- 事業場(メーカー等)に通って行っていた。(いわゆる「通い職人」)
- \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月以降行っていない。⇒ 以下は記入する必要がありませんので、同封の返信用封筒により返送してください。

B 現在の仕事を始めて、何年になりますか。 約 \_\_\_\_\_ 年

C 令和7年10月中(10月分としての1か月間)の仕事についてうかがいます。

	① 何日、月間総計何時間、仕事をしましたか(○日○○時間)	一日あたりの作業時間は何時間でしたか			⑤ 1か月の工賃収入はいくらでしたか(円)	最も作業量の多かった品目について			
		② 長いとき(時間)	③ 短いとき(時間)	④ 平均(時間)		⑥ 品目	⑦ 月間作業時間	⑧ 月間製造足数	⑨ 1足あたりの工賃
令和7年	日								
10月分	時間								
月分									

→ (10月にたまたま仕事をしていなかった場合は、9月分または8月分について記入してください。)

D 現在行っている家内労働は令和5年8月（現行最低工賃発効年月）頃と比べて仕事量や工賃が変化していますか。（該当する項目をチェックしてください）

1 仕事量について 増えた 変わらない 減った  
令和5年8月当時は家内労働をしていない

2 工賃について 上がった 変わらない 下がった

E 仕事をするうえで必要となる針代、糸代、のり代、釘代等の必要経費（委託者から提供される材料等は除く）について伺います。（通い職人の方は、記入は不要です。）

1 過去1年間の1か月平均の必要経費はおよそいくらですか。 \_\_\_\_\_円

2 その必要経費はどのようなものですか。主なものをひとつ選んでください。

（該当する項目をチェックしてください）

針、糸、のり、釘等の補助材料

手工具等

その他（ \_\_\_\_\_ ）

F あなたの家内労働には補助者がいますか。（該当する項目をチェックしてください）

いる ⇒ 補助者の人数 1名 2名 3名 4名 5名 6名以上

いない ⇒ G・Hの記入は不要です。

G 補助者がいる場合には、補助者が月何日程度、1日あたり何時間程度作業しているか回答してください。

月の作業日数 \_\_\_\_\_日程度

1日あたり作業時間 \_\_\_\_\_時間程度

H 補助者が行う作業内容についてうかがいます。(補助者がいない場合は、空欄のままとしてください。)

1 補助者が単独で作業を行うかについて、該当する項目をチェックしてください。

補助者が単独でひとつの工程を完遂する。

あなたと補助者が協働してひとつの工程を完遂する。

2 補助者が作業する工程について、該当する項目をチェックしてください。(複数回答の場合も有)

革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り

かかと部の縫いまとめ

裏張り

縁ミシン掛け

えぐり折り込み部への補強テープの挿入

甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り

縁折り込み部への補強テープの挿入

ファスナー付け

裏付け

さらい

バンド穴あけ

美錠付け

中底仮止め

先しん・月型しん入れ

つり込み

起毛

シャンク又は中しん入れ

本底張付け

ヒール付け

上記のいずれでもない(下欄に作業内容をご記入ください。)

1 家内労働の内容及び工賃についてご記入ください。

1 次の品目・規格・工程に該当する作業を行っている場合は、下の表にご記入ください。

なお、同一の品目・規格・工程について、靴の種類が複数ある場合には、令和7年10月中で最も数量が多かった靴についてご記入ください。

製甲作業

品目	規 格		工 程 (下記の工程すべてを 行う場合)	1足あた りの工賃 額	作業時間 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」
	靴の 種類	型及び デザイン				
紳士靴		裏付き、外羽 根、無飾り及 びひも付き	①甲革の縁すき、縁折り込 み又はテープ取り ②かかと部の縫いまとめ ③裏張り ④縁ミシン掛け	_____円	1足あたり 平均 _____分	足 あたり _____円
婦人靴	パンプス	牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、無飾 り及びヒール 付き	①甲革の縁すき、縁折り込 み又はテープ取り ②えぐり折り込み部への補 強テープの挿入 ③かかと部の縫いまとめ ④裏張り ⑤縁ミシン掛け	_____円 平均 _____分	足 あたり _____円
		裏付き、ファ スナー付き、 はぎ付き(2 か所に行う ものに限 る。)及びヒ ール付き	①甲革の縁すき、縁折り込 み又はテープ取り ②上縁折り込み部への補強 テープの挿入 ③ファスナー付け ④かかと部の縫いまとめ ⑤裏張り ⑥縁ミシン掛け	_____円 平均 _____分	足 あたり _____円	
	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾 り、前あき、 ふち折り、バ ックバンド及 び美錠付き	①甲革の縁すき、縁折り込 み又はテープ取り ②裏付け ③縁ミシン掛け ④さらい ⑤バンド穴あけ ⑥美錠付け	_____円 平均 _____分	足 あたり _____円

底付け作業（セメントッド方式によるものに限る。）

品目	規格		工程 (下記の工程すべて を行う場合)	1足あた りの工賃 額	予想出来高 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」
	草の 種類	型及び デザイン				
紳士靴		裏付き	①中底仮止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④起毛 ⑤シャンク又は中しん入れ ⑥本底張付け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円
婦人靴	パンプス	牛革の銀付き又はガラス張り 裏付き及び ヒール付き	①中底仮止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④起毛 ⑤シャンク又は中しん入れ ⑥本底張付け ⑦ヒール付け	円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円
		裏付き、ヒ ール付き及 びストム付 き		円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円
	ショートブーツ	裏付き及び ヒール付き		円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円
	サンダル	牛革の地生 裏付き及び ヒール付き		円	1足あたり 平均 分	足 あたり 円

裁断業務

品目	規格		工程 (下記の工程すべてを 行う場合)	1足あた りの工賃 額	予想出来高 「1足あたり 平均〇分」	必要経費 「〇足あたり 〇円」	作業場所の 県内/外別 家内労働者数	
	革の 種類	型及び デザイン					県内	人
紳士靴		外羽根、無飾り及びひも付き	①甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____円	_____人	_____人
							_____人	_____人
婦人靴	牛革の銀付き又はガラス張り	パンプス	①甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____円	_____人	_____人
		ショートブーツ	ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	①甲革の本体及びヒール巻きの裁断	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____円	_____人
	サンダル	牛革の地生 無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	①甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____円	_____人	_____人

2 上記1の作業、品目、規格、工程以外の作業を行っている場合は、下の表にご記入ください。なお、同一の品目、工程、規格について、靴の種類が複数ある場合には、令和7年10月中で最も数量が多かった靴についてご記入ください。

作業	品目	規格、革の種類、型及びデザイン	工程	1足あたりの工賃額	予想出来高「1足あたり平均〇分」	必要経費「〇足あたり〇円」
(記入例) 製甲 底付け (グッドイヤーウエルト方式) 裁断 仕上げ	(記入例) 紳士靴 パンプス	キッド、裏付き、ヒール付き及びびりボン付き	(記入例) ①中底反止め ②先しん・月型しん入れ ③つり込み ④足毛 ⑤本底反付け ⑦ヒール付け	_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足あたり _____円
				_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足あたり _____円
				_____円	1足あたり 平均 _____分	_____足あたり _____円

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

埼玉県革靴製造業最低工資の適用業務における工資の状況（令和7年度）

工 程 ※最低工資表の上 から順に①～⑬と 番号付け	最低工資額 (円)	引 き 上 げ 率																								最低賃金 (円)	労務者 数 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	11%	12%	13%	14%	15%	16%	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	24%			25%	30%	35%	100%超																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①	811.0	819.11	827.22	835.33	843.44	851.55	859.66	867.77	875.88	883.99	892.10	900.21	908.32	916.43	924.54	932.65	940.76	948.87	956.98	965.09	973.20	981.31	989.42	997.53	1005.64	1013.75	1021.86	1029.97	1038.08	1046.19	1054.30	1062.41	1070.52	1078.63	1086.74	1094.85																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
②	685.0	691.85	698.70	705.55	712.40	719.25	726.10	732.95	739.80	746.65	753.50	760.35	767.20	774.05	780.90	787.75	794.60	801.45	808.30	815.15	822.00	828.85	835.70	842.55	849.40	856.25	863.10	870.00	876.90	883.80	890.70	897.60	904.50	911.40	918.30	925.20	932.10	939.00	945.90	952.80	959.70	966.60	973.50	980.40	987.30	994.20	1001.10	1008.00	1014.90	1021.80	1028.70	1035.60	1042.50	1049.40	1056.30	1063.20	1070.10	1077.00	1083.90	1090.80	1097.70	1104.60	1111.50	1118.40	1125.30	1132.20	1139.10	1146.00	1152.90	1159.80	1166.70	1173.60	1180.50	1187.40	1194.30	1201.20	1208.10	1215.00	1221.90	1228.80	1235.70	1242.60	1249.50	1256.40	1263.30	1270.20	1277.10	1284.00	1290.90	1297.80	1304.70	1311.60	1318.50	1325.40	1332.30	1339.20	1346.10	1353.00	1359.90	1366.80	1373.70	1380.60	1387.50	1394.40	1401.30	1408.20	1415.10	1422.00	1428.90	1435.80	1442.70	1449.60	1456.50	1463.40	1470.30	1477.20	1484.10	1491.00	1497.90	1504.80	1511.70	1518.60	1525.50	1532.40	1539.30	1546.20	1553.10	1560.00	1566.90	1573.80	1580.70	1587.60	1594.50	1601.40	1608.30	1615.20	1622.10	1629.00	1635.90	1642.80	1649.70	1656.60	1663.50	1670.40	1677.30	1684.20	1691.10	1698.00	1704.90	1711.80	1718.70	1725.60	1732.50	1739.40	1746.30	1753.20	1760.10	1767.00	1773.90	1780.80	1787.70	1794.60	1801.50	1808.40	1815.30	1822.20	1829.10	1836.00	1842.90	1849.80	1856.70	1863.60	1870.50	1877.40	1884.30	1891.20	1898.10	1905.00	1911.90	1918.80	1925.70	1932.60	1939.50	1946.40	1953.30	1960.20	1967.10	1974.00	1980.90	1987.80	1994.70	2001.60	2008.50	2015.40	2022.30	2029.20	2036.10	2043.00	2049.90	2056.80	2063.70	2070.60	2077.50	2084.40	2091.30	2098.20	2105.10	2112.00	2118.90	2125.80	2132.70	2139.60	2146.50	2153.40	2160.30	2167.20	2174.10	2181.00	2187.90	2194.80	2201.70	2208.60	2215.50	2222.40	2229.30	2236.20	2243.10	2250.00	2256.90	2263.80	2270.70	2277.60	2284.50	2291.40	2298.30	2305.20	2312.10	2319.00	2325.90	2332.80	2339.70	2346.60	2353.50	2360.40	2367.30	2374.20	2381.10	2388.00	2394.90	2401.80	2408.70	2415.60	2422.50	2429.40	2436.30	2443.20	2450.10	2457.00	2463.90	2470.80	2477.70	2484.60	2491.50	2498.40	2505.30	2512.20	2519.10	2526.00	2532.90	2539.80	2546.70	2553.60	2560.50	2567.40	2574.30	2581.20	2588.10	2595.00	2601.90	2608.80	2615.70	2622.60	2629.50	2636.40	2643.30	2650.20	2657.10	2664.00	2670.90	2677.80	2684.70	2691.60	2698.50	2705.40	2712.30	2719.20	2726.10	2733.00	2739.90	2746.80	2753.70	2760.60	2767.50	2774.40	2781.30	2788.20	2795.10	2802.00	2808.90	2815.80	2822.70	2829.60	2836.50	2843.40	2850.30	2857.20	2864.10	2871.00	2877.90	2884.80	2891.70	2898.60	2905.50	2912.40	2919.30	2926.20	2933.10	2940.00	2946.90	2953.80	2960.70	2967.60	2974.50	2981.40	2988.30	2995.20	3002.10	3009.00	3015.90	3022.80	3029.70	3036.60	3043.50	3050.40	3057.30	3064.20	3071.10	3078.00	3084.90	3091.80	3098.70	3105.60	3112.50	3119.40	3126.30	3133.20	3140.10	3147.00	3153.90	3160.80	3167.70	3174.60	3181.50	3188.40	3195.30	3202.20	3209.10	3216.00	3222.90	3229.80	3236.70	3243.60	3250.50	3257.40	3264.30	3271.20	3278.10	3285.00	3291.90	3298.80	3305.70	3312.60	3319.50	3326.40	3333.30	3340.20	3347.10	3354.00	3360.90	3367.80	3374.70	3381.60	3388.50	3395.40	3402.30	3409.20	3416.10	3423.00	3429.90	3436.80	3443.70	3450.60	3457.50	3464.40	3471.30	3478.20	3485.10	3492.00	3498.90	3505.80	3512.70	3519.60	3526.50	3533.40	3540.30	3547.20	3554.10	3561.00	3567.90	3574.80	3581.70	3588.60	3595.50	3602.40	3609.30	3616.20	3623.10	3630.00	3636.90	3643.80	3650.70	3657.60	3664.50	3671.40	3678.30	3685.20	3692.10	3699.00	3705.90	3712.80	3719.70	3726.60	3733.50	3740.40	3747.30	3754.20	3761.10	3768.00	3774.90	3781.80	3788.70	3795.60	3802.50	3809.40	3816.30	3823.20	3830.10	3837.00	3843.90	3850.80	3857.70	3864.60	3871.50	3878.40	3885.30	3892.20	3899.10	3906.00	3912.90	3919.80	3926.70	3933.60	3940.50	3947.40	3954.30	3961.20	3968.10	3975.00	3981.90	3988.80	3995.70	4002.60	4009.50	4016.40	4023.30	4030.20	4037.10	4044.00	4050.90	4057.80	4064.70	4071.60	4078.50	4085.40	4092.30	4099.20	4106.10	4113.00	4119.90	4126.80	4133.70	4140.60	4147.50	4154.40	4161.30	4168.20	4175.10	4182.00	4188.90	4195.80	4202.70	4209.60	4216.50	4223.40	4230.30	4237.20	4244.10	4251.00	4257.90	4264.80	4271.70	4278.60	4285.50	4292.40	4299.30	4306.20	4313.10	4320.00	4326.90	4333.80	4340.70	4347.60	4354.50	4361.40	4368.30	4375.20	4382.10	4389.00	4395.90	4402.80	4409.70	4416.60	4423.50	4430.40	4437.30	4444.20	4451.10	4458.00	4464.90	4471.80	4478.70	4485.60	4492.50	4499.40	4506.30	4513.20	4520.10	4527.00	4533.90	4540.80	4547.70	4554.60	4561.50	4568.40	4575.30	4582.20	4589.10	4596.00	4602.90	4609.80	4616.70	4623.60	4630.50	4637.40	4644.30	4651.20	4658.10	4665.00	4671.90	4678.80	4685.70	4692.60	4699.50	4706.40	4713.30	4720.20	4727.10	4734.00	4740.90	4747.80	4754.70	4761.60	4768.50	4775.40	4782.30	4789.20	4796.10	4803.00	4809.90	4816.80	4823.70	4830.60	4837.50	4844.40	4851.30	4858.20	4865.10	4872.00	4878.90	4885.80	4892.70	4899.60	4906.50	4913.40	4920.30	4927.20	4934.10	4941.00	4947.90	4954.80	4961.70	4968.60	4975.50	4982.40	4989.30	4996.20	5003.10	5010.00	5016.90	5023.80	5030.70	5037.60	5044.50	5051.40	5058.30	5065.20	5072.10	5079.00	5085.90	5092.80	5099.70	5106.60	5113.50	5120.40	5127.30	5134.20	5141.10	5148.00	5154.90	5161.80	5168.70	5175.60	5182.50	5189.40	5196.30	5203.20	5210.10	5217.00	5223.90	5230.80	5237.70	5244.60	5251.50	5258.40	5265.30	5272.20	5279.10	5286.00	5292.90	5299.80	5306.70	5313.60	5320.50	5327.40	5334.30	5341.20	5348.10	5355.00	5361.90	5368.80	5375.70	5382.60	5389.50	5396.40	5403.30	5410.20	5417.10	5424.00	5430.90	5437.80	5444.70	5451.60	5458.50	5465.40	5472.30	5479.20	5486.10	5493.00	5500.90	5507.80	5514.70	5521.60	5528.50	5535.40	5542.30	5549.20	5556.10	5563.00	5569.90	5576.80	5583.70	5590.60	5597.50	5604.40	5611.30	5618.20	5625.10	5632.00	5638.90	5645.80	5652.70	5659.60	5666.50	5673.40	5680.30	5687.20	5694.10	5701.00	5707.90	5714.80	5721.70	5728.60	5735.50	5742.40	5749.30	5756.20	5763.10	5770.00	5776.90	5783.80	5790.70	5797.60	5804.50	5811.40	5818.30	5825.20	5832.10	5839.00	5845.90	5852.80	5859.70	5866.60	5873.50	5880.40	5887.30	5894.20	5901.10	5908.00	5914.90	5921.80	5928.70	5935.60	5942.50	5949.40	5956.30	5963.20	5970.10	5977.00	5983.90	5990.80	5997.70	6004.60	6011.50	6018.40	6025.30	6032.20	6039.10	6046.00	6052.90	6059.80	6066.70	6073.60	6080.50	6087.40	6094.30	6101.20	6108.10	6115.00	6121.90	6128.80	6135.70	6142.60	6149.50	6156.40	6163.30	6170.20	6177.10	6184.00	6190.90	6197.80	6204.70	6211.60	6218.50	6225.40	6232.30	6239.20	6246.10	6253.00	6259.90	6266.80	6273.70	6280.60	6287.50	6294.40	6301.30	6308.20	6315.10	6322.00	6328.90	6335.80	6342.70	6349.60	6356.50	6363.40	6370.30	6377.20	6384.10	6391.00	6397.90	6404.80	6411.70	6418.60	6425.50	6432.40	6439.30	6446.20	6453.10	6460.00	6466.90	6473.80	6480.70	6487.60	6494.50	6501.40	6508.30	6515.20	6522.10	6529.00	6535.90	6542.80	6549.70	6556.60	6563.50	6570.40	6577.30	6584.20	6591.10	6598.00	6604.90	6611.80	6618.70	6625.60	6632.50	6639.40	6646.30	6653.20	6660.10	6667.00	6673.90	6680.80	6687.70	6694.60	6701.50	6708.40	6715.30	6722.20	6729.10	6736.00	6742.90	6749.80	6756.70	6763.60	6770.50	6777.40	6784.30	6791.20	6798.10	6805.00	6811.90	6818.80	6825.70	6832.60	6839.50	6846.40	6853.30	6860.20	6867.10	6874.00	6880.90	6887.80	6894.70	6901.60	6908.50	6915.40	6922.30	6929.20	6936.10	6943.00	6949.90	6956.80	6963.70	6970.60	6977.50	6984.40	6991.30	6998.20	7005.10	7012.00	7018.90	7025.80	7032.70	7039.60	7046.50	7053.40	7060.30	7067.20	7074.10	7081.00	7087.90	7094.80	7101.70	7108.60	7115.50	7122.40	7129.30	7136.20	7143.10	7150.00	7156.90	7163.80	7170.70	7177.60	7184.50	7191.40	7198.30	7205.20	7212.10	7219.00	7225.90	7232.80	7239.70	7246.60	7253.50	7260.40	7267.30	7274.20	7281.10	7288.00	7294.90	7301.80	7308.70	731

## 革靴の種類

【紳士靴】



【パンプス】



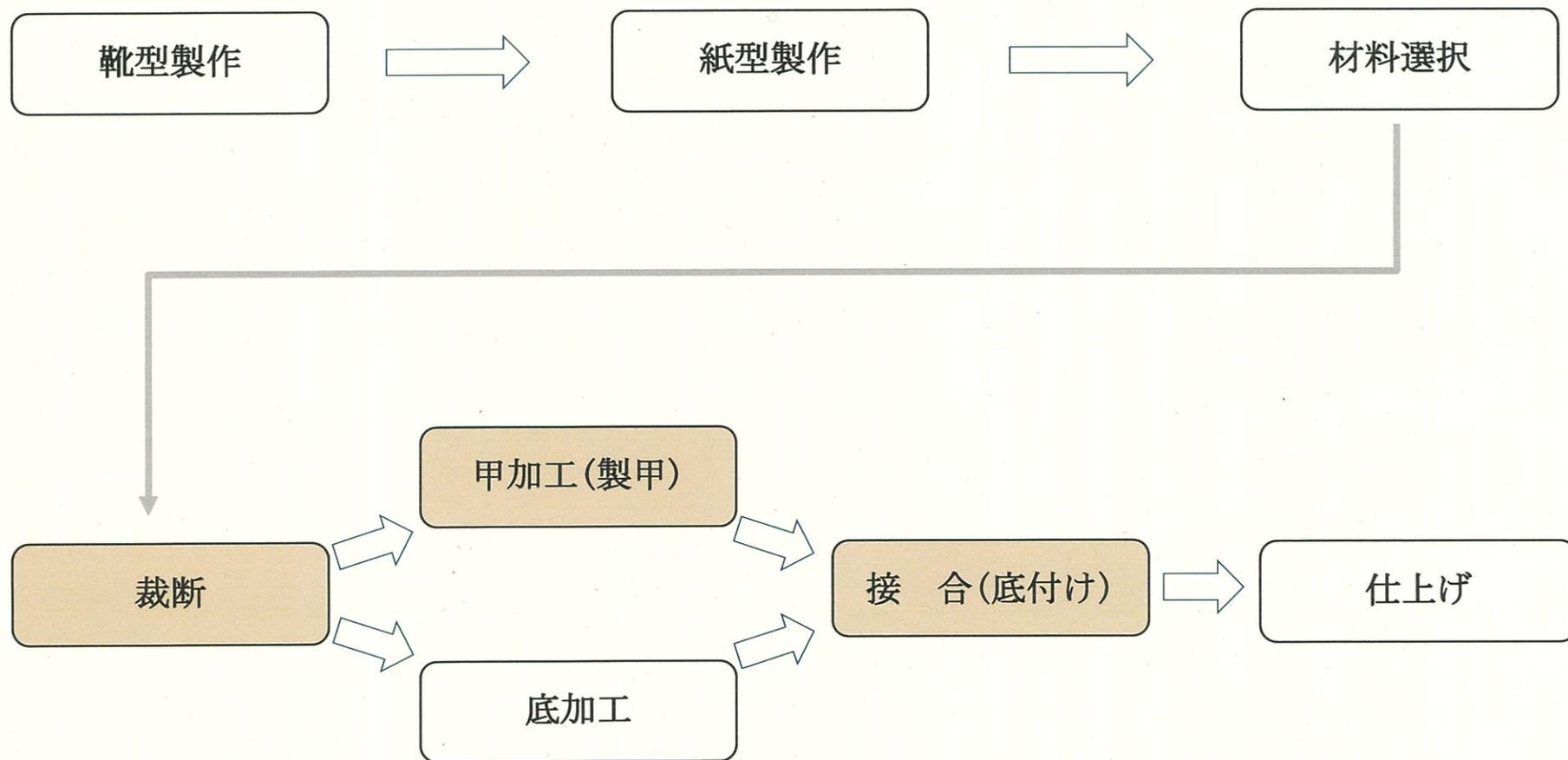
【ショートブーツ】



【サンダル】



# 革靴の製造工程



※ 網掛けの部分最低工賃の適用業務

# 革靴の製造工程

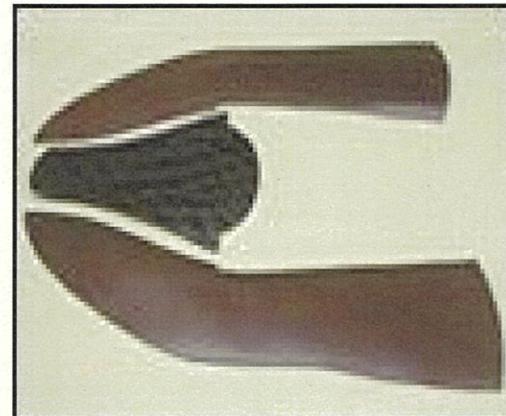
## 1 裁断・漉き

革の部位、伸びの方向を考慮して裁断する。

革は、手足やお腹の部分は良く伸び、腰の辺りは比較的伸びにくいという性質があります。また、向きによっても伸び率が変わるので、どのパーツをどの向きで裁断していくのか、そのパーツの役割を良く考えながら裁断する必要があります。

裁断された甲革・裏革を革漉き機を使用してエッジ部分の漉きを行ないます。

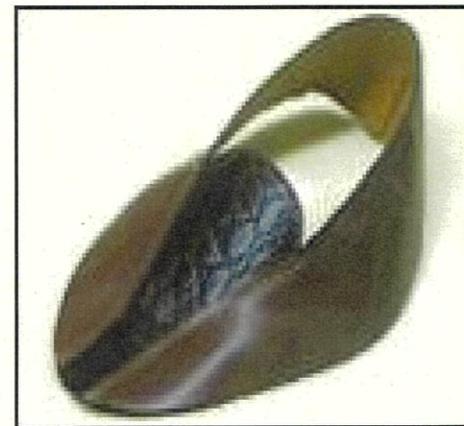
この作業はエッジ部分の裁断面が綺麗に折込できるように、また縫い合わせ作業をしやすくするために必要な作業です。



## 2 縫製

漉き加工をしたパーツに裏地（ライニング）を付け、それぞれを縫い合わせます。布と違い革は厚みがありますので、作業には技術を要します。

革は一度針を通してしまうと針穴が残ってしまうため、縫い直すことは出来ません。ここまでの作業で甲の部分の革が出来上がります。この作業で出来上がったパーツは製甲（アッパー）と呼ばれています。



### 3 吊り込み

出来上がった製甲（アッパー）をラスト（木型）に吊り込んでいきます。

製甲に先芯と月型芯を挿入し、ラストにかぶせ、製甲と中底（インソール）を「トーラスター」と呼ばれる機械で吊り込みます。この状態のまま、ラストの形に安定するまでしばらくなじませます。

一言で言うと、「吊り込み」とは、革を引っ張ってラストに密着させる作業です。



### 4 釘抜き

ラストの形に安定したところで釘を抜きます。

この時点でだいぶ革靴の形になってきましたが、革靴作りはこれからが本番です。



### 5 起毛 (きもう)

これから本底を圧着していく作業の準備になります。

まずは、製甲（アッパー）の底部分を接着剤がしっかり効くようにバフ掛けを行い、起毛させていきます。この作業をすることで、圧着の際にはがれにくくなり、靴を長持ちさせることにつながっていきます。



## 6 糊塗り

ここで、先ほど起毛させた製甲（アップパー）と本底（アウトソール）に糊塗りをを行い、自然乾燥後、本底圧着へ入ります。

単純な作業に見えますが、はみ出さないように適量を塗っていくのには経験と技術が必要になってきます。多すぎず少なすぎず、また綺麗に塗っていくスピードが求められます。



## 7 本底圧着

本底の圧着に入っていきます。先ほど糊塗りを行った、製甲（アップパー）と本底（アウトソール）の接着部分を温めることで接着剤を柔らかくし、ヒール高・ソール形状やトゥスプリングに合わせた設定で圧力をかけて行います。

この段階で、革靴の形になってきましたが、まだ完成ではありません。



## 8 熱風・アイロン掛け

底付け作業は終了しましたが、本体にシワ等が残っているので熱風機やアイロン（コテ）を使用してシワ取りを行ないます。

ここで注意しなければならないのが、熱風を当てすぎてしまうと革なので焼けてしまいます。焼けてしまわないように細心の注意を払い、作業を進めていきます。



## 9 仕上げ下処理

アップパーからラストを抜きます。

仕上げの際にゴミや油分が残っていると、綺麗に仕上がらないため、丁寧に革表面のゴミや油分を取り除き、仕上げ剤が乗りやすくしていきます。

下処理をしないとでは、仕上がりにかなりの差が出てしまいますので重要な作業です。



## 10 仕上げ剤の塗布

ここでようやく仕上げに入ります。

水溶性の仕上げ剤をエアブラシでムラなく綺麗に全体に吹き付けます。



### 11 中敷き貼り

中敷きを貼り付けます。中敷きがズレたり剥がれたりしないように接着剤を使い、しっかりと貼り付けていきます。



### 12 艶出し

起毛させたときのようにバフ掛けをします。起毛の時と違うのは、柔らかい綿を使用したバフに固形のワックスをつけ、艶出しのために磨いていきます。

ここでミスをしてしまうと、今までの作業が全て無駄になってしまうので、慎重にバフ掛けをしていきます。



### 13 箱入れ

傷をつけないように、左右の内外、サイズ表記まできちんと最終確認しながら丁寧に紙に包み、箱に入っていきます。

